



3 上下水道の使用開始・休止・ 変更手続きについて

Q³⁵

上下水道の使用開始・休止には、どのような手続きが必要ですか？

A

上下水道を使用開始または休止する3日前までに、お客さま受付センターへご連絡ください。みや水ポータルや上下水道局ホームページからインターネットによるお申込みもできます。※休止のご連絡がないと、使用されていないにもかかわらず基本料金がかかります。ご注意ください。

使用開始・休止ともに立会いは必要ありません。（休止時の現地精算など特別な場合を除く。）休止の場合、上下水道料金の精算方法は、ご利用いただいていた支払方法、現地精算（申込は休止日の3日前まで）、精算分のみ納付書払いのいずれかになります。市内間の転居で、新住所でも引き続き口座振替をご希望の場合は、開始のご連絡の際に、その旨をお伝えください。なお、転居前の支払方法がクレジットカード払いまたは電子納付書払いの方は、転居先での支払い方法を改めてお申込みいただく必要があります。

電話による申込み

お客さま受付センター

- 受付日／月曜日～土曜日（祝休日・年末年始を除く）
- 受付時間／8：30～17：15

☎633-1300



みや水ポータル（上下水道ポータル）によるお申込み

「みや水ポータル」では、WEBサイトやスマートフォンアプリから、上下水道の使用開始・休止のお申込みができます。



登録ページ

インターネットによる申込み

インターネットでは24時間受付しています。
上下水道局ホームページの「開栓・休止手続き」ページからお申し込みができます。



インターネット受付

《給水契約の定型約款について》

「定型約款」とは、「定型取引において契約の内容とする条項の総体」のことで、「宇都宮市水道事業給水条例」及び「宇都宮市水道事業給水条例施行規程」が「定型約款」にあたり、給水契約の内容となります。

問 お客さま受付センター ☎633-1300

Q³⁶

上下水道の使用開始や休止をした場合の料金計算はどうなりますか？

A

使用期間と使用水量により、1か月単位で計算しています。基本料金の日割り計算は行っておりません。

問 お客様受付センター ☎633-1300

Q³⁷

使用者（契約者）の名義を変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A

使用者の名義変更をするときは、お客様受付センターまでご連絡ください。その際、以下の必要事項をお伝えください。

住所、旧使用者氏名、新使用者氏名、お客様番号（水道・下水道使用量のお知らせ、領収書等に記載されております。）

※使用者の名義変更については、みや水ポータルや上下水道局ホームページでも受付しています。そのほか、お客様受付センターでは次のような手続きができます。

- ・納付書の送付先変更
 - ・口座振替の継続・廃止
 - ・井戸水使用者・農業集落排水処理施設使用者の使用人数の変更など
- なお、みや水ポータルについては8ページをご覧ください。



インターネット受付

問 お客様受付センター ☎633-1300